

<騒音計規制法に基づく特定建設作業一覧>

番号	作業の種類	届出不要となる場合
1	くい打機、くい抜き機またはくい打くい抜き機を使用する作業	①もんけんを除く。 ②圧入式くい打くい抜き機を除く。 ③くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する場合、1日における2地点間の最大距離が50mを超える作業
4	空気圧縮機を使用する作業	①原動機に電動機を用いるもの ②原動機の定格出力が15kw未満のもの ③さく岩機の動力として使用する作業
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	① 混練機の混練容量が0.45m ³ 未満のコンクリートプラント ② 混練機の混練容量が200kg未満のアスファルトプラント ③ モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業	①一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ②原動機の定格出力が80kw未満のもの
7	トラクターショベルを使用する作業	①一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ②原動機の定格出力が70kw未満のもの
8	ブルドーザーを使用する作業	①一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ②原動機の定格出力が40kw未満のもの

<振動規制法に基づく特定建設作業一覧>

番号	作業の種類	届出が不要となる場合
1	くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業	①もんけんを除く ②圧入式くい打くい抜き機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する場合、1日における2地点間の最大距離が50mを超える作業
4	ブレーカーを使用する作業	①手持ち式のものを除く ②作業地点が連続的に移動する場合、1日における2地点間の最大距離が50mを超える作業